

番号：141068

国名：タンザニア

担当：タンザニア事務所

案件名：ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2 終了時評価(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月下旬から2015年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.50M/M、合計 0.80M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	1日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年1月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都

千代田区二番町5番地25番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、機構本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr\\_voyage\\_20141029.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20141029.pdf)

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び総輸出額の 2 割程度を占め、人口の 8 割以上が従事する重要なセクターである。タンザニアは比較的豊富な水資源を有しているが、灌漑面積は灌漑ポテンシャル (2,920 万 ha) の約 1%強 (2009 年: 33 万 ha) にとどまっており、現在も天水依存型の自給自足的農業 (主要作物: メイズ・コメ) が主流を占め、生産性の低い不安定な農業生産が行われている。

第 3 次貧困削減戦略である「成長と貧困削減のための国家戦略 (National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II (スワヒリ語で「MKUKUTA II」))」(2010/11 年度から 5 年間) では、経済成長と貧困削減を目標に包括的な取り組みを推進している。その中で農業セクターは、貧困層の所得向上、農村地域での成長促進への潜在力、輸出潜在力の強化等の観点から成長ドライバーの中心であるとともに、包括的、持続的で雇用促進的な成長を通じて所得貧困の削減に貢献するものと位置付けられている。具体的な取り組みとしては、天水依存型農業からの脱却に向けた灌漑開発や農村道路への支援等のインフラ開発、民間セクターの参画を通じた農業の近代化及び商業化 (小・中・大規模とも) を重視し、優先課題として、①インフラ整備、②灌漑インフラ整備、③農村金融・普及サービスの強化、④投資促進のためのインセンティブ、⑤知識・知見と情報の共有、⑥加工・付加価値化の推進、⑦農産物の輸出入の促進の 7 分野を挙げている。これらを通じて、2009 年に 2.7%にとどまった農業セクターの成長率を 2015 年に 6.0%に上げる数値目標を掲げている。

タンザニアにおいては 1990 年代後半よりセクター全体の開発をドナー間で協調して進めるセクター・ワイド・アプローチ (Sector Wide Approaches: SWAp) の議論が加速化し、2000 年に農業セクターにおいても SWAp 導入の方向性が決定した。その後、2001 年に今後の農業セクターの方向性をまとめた「農業セクター開発戦略 (Agricultural Sector Development Strategy: ASDS)」を、2003 年に農業セクターリード省庁 (Agricultural Sector Lead Ministries: ASLMs) による ASDS の実施枠組みである「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: ASDP)」を策定した。さらに、ASDP バスケット・ファンドに係る制度設計、ASDP の実施体制の確立等を行い、タンザニア政府及び日本政府を含む支援ドナーによる ASDP バスケット・ファンド設立に係る MoU 署名 (2006 年 6 月) を経て、2006 年 7 月より ASDP を開始した。

ASDP は、農業の生産性・収益性向上、農家所得の向上の実現に向けて、農家が農業知識や技術、市場制度、インフラなどを活用できるようにすること、また、そのための政策・制度環境を改善することを目指す 7 年間のプログラム (2006 年～2013 年) である。その達成に向けて、①農家のキャパシティ向上 (慢性的な食料不足に陥っている人々を含む)、②農家のニーズに合った官民による農業サービス (研究・普及) への転換、③公的なインフラ投資の質・量の両面での改善、④マーケティングの改善、の 4 つを相互補完的な取り組みの柱としている。

地方分権化の流れに沿い、ASDP バスケット・ファンドの 75%は毎年各県 (計 167 県) が策定する「県農業開発計画 (District Agricultural Development Plan: DADP)」に沿った開発予算に配分され、残りの 20%は中央の ASLMs へ、5%は HIV/AIDS、環境などの横断的な事項へ配分されている。タンザニア政府は、ASDP の効果を的確に把握するために、2006 年 12 月にモニタリング・評価作業部会 (以下、M&E 作業部会) を立ち上げ、ASDP におけるモニタリング・評価の制度枠組みを策定した。JICA は 2008 年 3 月から 2011 年 3 月まで技術協力プロジェクト「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクト」(フェーズ 1) を実施し、モロゴロ州・ドドマ州の試行対象 (4 県) において村・郡から県、州を経て中央政府に至る農業データの報告制度である「農業データ定期報告制度 (Agricultural Routine Data System: ARDS)」を構築した。その成果を踏まえて、現在フェーズ 2 (本プロジェクト) を実施中で、ARDS の全国展開にかかる支援を行っている。

今回実施する終了時評価調査は、2015 年 6 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、プロジェクトのカウンターパート（C/P）および専門家が準備する進捗報告書をもとに、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。本業務においては、機構内で新たに導入されたモニタリングシート方式に則った評価を実施するものとする。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続き、モニタリングシート方式の詳細については監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年1月下旬～2月上旬）

- ①既存の文献・報告書等（要請書、フェーズ1報告書、事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、要請背景・内容を把握するとともに、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他タンザニア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年2月上旬～2月下旬）

- ①機構タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③タンザニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④タンザニア側 C/P、プロジェクト専門家とともに2州、4県を目処に訪問し、州および県の農業官、IT 担当官から現状についてのヒアリングを行い、実際の進捗や課題についての情報収集、整理を行う。
- ⑤収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びタンザニア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、モニタリングシート（案）（英文）の取りまとめを支援する。
- ⑦調査結果や他団員及びタンザニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧モニタリングシート（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版作成に協力する。
- ⑨協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩現地調査結果の機構タンザニア事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2015年2月下旬）

- ①帰国報告会に参加する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成支援を行う報告書等はモニタリングシート（案）とする。本契約における成果品は、担当分野に係る現地調査報告書（案）（英文）とし、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めますので見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に金額をご記載下さい。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年2月7日～2015年2月21日を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括/組織制度開発
- イ) 副総括/モニタリング評価1/農業統計1
- ウ) モニタリング評価2/研修計画1
- エ) 研修計画2/農業統計1
- オ) 行政データ管理1
- カ) 行政データ管理2
- キ) 業務調整/モニタリング・評価補助

#### ③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

### (2) 参考資料

#### 1) 公開資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

- ・ASDP事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ1 業務完了報告書

#### 2) 配布資料

以下の資料(電子データ)を配布いたします。ご希望の方は、JICA農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム(TEL:03-5226-84411)にご連絡ください。

- ・ASDP事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2 業務進捗報告書(第1-3年次)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度です。そのため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上